

—重要:ご利用になる前に—

本ソフトウェアをご利用いただく場合、次頁以降の「利用許諾契約書」(以下「本契約」といいます。)を必ずお読みいただき、ご同意いただく必要がございます。

本契約にご同意いただけない場合、弊社は、お客様に本ソフトウェアのご利用を許諾することはできません。また、本ソフトウェア提供により、当社からのサポート業務提供を約束するものではありません。

本ソフトウェアに関する内容、ご不明な点又はご質問等ございましたら、弊社下記連絡先又は本ソフトウェアをお客様にご提供致しました販売会社又は特約店までご連絡ください。

なお、本契約の適用にあたり、本契約所定の内容に加え、以下のとおり、用語を定義します。

(1) 本LSI	弊社製の半導体製品
(2) 本プログラム	本プログラムは以下のとおりとします モータ制御開発支援ツール “Renesas Motor Workbench 2.0”
(3) 本資料	本プログラムに関する一切の文書
(4) 本ソフトウェア	本プログラムおよび本資料の総称をいいます。
(5) 対象ハードウェア製品	(1)の本LSIを組み込んだ、お客様の製品

※連絡先

ルネサス エレクトロニクス株式会社

カスタマーサポートサービス窓口: <https://www.renesas.com/ja-jp/support/contact.html>

※上記ページからお問い合わせ入力フォームへお進みください。

—本頁以下余白—

ルネサス エレクトロニクス株式会社(以下「甲」という。)とお客様(以下「乙」という。)とは、次のとおり、ソフトウェアの利用条件につき、契約を締結するものとする。

第1条 (定義)

本契約において、次に掲げる用語の意義は当該各号の定めるところによるものとする。

- (1)「本LSI」とは、表紙(1)記載の甲製LSIをいう。
- (2)「本プログラム」とは、表紙(2)記載のプログラムをいう。
- (3)「本資料」とは、本プログラムに関する一切の資料をいう。
- (4)「本ソフトウェア」とは、本プログラムおよび本資料を総称したものをいう
- (5)「対象ハードウェア製品」とは、表紙(5)記載の乙製品をいう。
- (6)「子会社」とは、甲が総株主の議決権の過半数を直接又は間接に保有する会社をいう。
- (7)「オープンソースソフトウェア」とは、ソフトウェアの利用条件として、第三者へソフトウェア(改変物等の派生ソフトウェアを含む。)の開示、頒布等特定の行為を行う者が、当該行為を行う際、ソフトウェアのソースコードを当該第三者に開示する等の義務を負うライセンス形式のソフトウェア(GPL(GNU general public license)を含むが、それに限らない。)をいう。なお、本号における「第三者」は、開示、頒布等を行う者から直接又は間接的に開示、頒布等を受ける全ての者を指す。

第2条 (利用の範囲)

甲は、乙が本契約の各条項を遵守することを条件として、甲がその権限を有する限度で、本契約有効期間中、本ソフトウェアに関し、次の各号に定める譲渡不能の非独占的権利を無償で乙に許諾するものとし、乙は、本LSIの機能を評価する目的でのみ、これらの権利を行使することができる。

- (1) 対象ハードウェア製品上で本LSIとともに動作するプログラムを作成するために、本プログラムを甲が別途指定する種類のコンピュータ・システム(以下「特定システム」という))に組み込み、当該特定システムにおいて実行する権利。
 - (2) 前号に従って特定システムに組み込み、またはバックアップを行う目的で行う場合に限り、本プログラムを複製する権利。
 - (3) 前二号の権利を行使するために合理的に必要な限度で、本資料の全部または一部を使用、複製する権利。
2. 本ソフトウェアに係る一切の知的財産権等は甲に帰属し、本条において明示的に許諾した権利を除いて、甲は、本契約に基づき本ソフトウェアに関し、乙に対し、甲の産業財産権、著作権、半導体回路配置利用権、営業秘密その他すべての知的財産権に基づく何らの実施権、使用权又は利用権をも許諾するものではない。
3. 乙は第三者に対し、本条で許諾された権利を譲渡、貸与若しくは占有の移転をしてはならないものとする。

第3条 (禁止行為)

乙は、本契約で明示的に許諾されている場合を除き、本ソフトウェアに関し、次の各号に定める行為を行わない。

- (1)オブジェクトコード形式の本プログラムにつきリバース・エンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルその他の改変又は解析を行うこと
- (2)本ソフトウェアに付されている甲、甲の子会社及び第三者の著作権表示その他の権利に関する表示を除去又は変更すること
- (3)本契約で明示的に許諾されている場合を除き、本ソフトウェアを使用、複製、改変、頒布し、又は再使用許諾その他処分をすること

- (4)オープンソースソフトウェアとともに使用すること
2. 本条の定めは、本契約終了後もなお有効に存続する。

第4条（無保証）

- 甲は、商品性及び特定目的との合致に関する保証並びに第三者の権利を侵害しないことの保証を含め、本ソフトウェアに関して、乙に対していかなる保証も行わないものとする。
2. 甲は、乙による本ソフトウェアの利用に関し、乙に対し、乙の損害に対するものを含め、いかなる責任も負わないものとする。
 3. 本条の定めは、本契約終了後もなお有効に存続する。

第5条（権利の留保）

- 本契約は、本ソフトウェアに関する著作権その他の知的財産権を乙に移転するものではない。
2. 乙は、甲から引渡された本ソフトウェアに付された甲、甲の子会社及び第三者の著作権表示その他の権利に関する表示を、第2条の規定に基づき乙が作成する複製物にも付す。ただし、かかる権利表示が物理的に不可能又は著しく困難な場合には、甲、甲の子会社及び第三者の権利保護のため、他の適切な手段をとるものとする。
 3. 本条の定めは、本契約終了後もなお有効に存続する。

第6条（第三者からの請求等）

- 本契約に基づき乙に許諾された権利の行使に関連して、乙が第三者から著作権その他の知的財産権の侵害その他を理由とする請求等を受けた場合であっても、甲は、当該請求等に関しいかなる責任も負わないものとする。
2. 乙は、本ソフトウェアに関する権利の有効性、侵害又は侵害のおそれに関わる何らかの訴訟等の存在を知ったときは、速やかにその旨を甲に通知するものとする。
 3. 本条の定めは、本契約終了後もなお有効に存続する。

第7条（秘密保持）

- 乙は、事前に甲から書面による承諾を得ることなく、本契約の履行に関連して甲から開示を受けた一切の情報を、第三者に開示し又は漏洩せず、且つ、本契約に定める目的以外のために秘密情報を使用してはならないものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、甲の秘密情報として取り扱わないものとする。
 - (1) 開示のとき乙が既に保有し又は既に公知であった情報
 - (2) 開示後、乙の責によらず公知となった情報
 - (3) 乙が秘密保持義務を負うことなく第三者から適法に入手した情報
 - (4) 乙が独自に開発した情報
 3. 第1項の規定にかかわらず、乙は、裁判所や行政機関の命令など法律に基づき甲の秘密情報を開示する義務のある場合には、当該秘密情報を開示できるものとする。但し、この場合、乙は甲に直ちにその旨を書面にて通知するとともに、開示の範囲を最小限にするべく甲に協力するものとする。
 4. 本条の定めは、本契約終了後3年間なお有効に存続する。

第8条（有効期間）

- 本契約は、第9条による解除、又は甲若しくは乙から本契約を終了する旨の意思表示がなされない限り有効とするものとする。

2. 前項の定めにかかわらず、本契約の各条項において前項の期間と異なる期間を定めている場合には当該定めが優先するものとする。

第9条（解除）

- 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合、何らの催告を行うことなく直ちに本契約を解除することができるものとする。
- (1) 本契約の条項の一に違反し、且つ、当該違反に関する甲の書面による通知を受領後30日以内にこれを是正しないとき
 - (2) 差押、仮差押、仮処分、競売の申立若しくは租税滞納処分その他の公権力の処分を受け、又は破産、会社更生若しくは民事再生手続その他これらに類する手続の申立がなされたとき
 - (3) 自ら振出し若しくは引受けた手形又は小切手につき、不渡り処分を受ける等支払停止状態に至ったとき
 - (4) 営業の廃止又は解散の決議をしたとき
 - (5) その他財産状態が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の理由があるとき

第10条（契約終了時の措置）

- 本契約が終了した場合、乙は、本ソフトウェアおよびの全ての複製物を一切使用、複製、改変しないものとし、且つ、本ソフトウェアの複製物を一切頒布してはならない。乙は、本契約終了後15日以内に、甲の選択に従い、乙が保有する本ソフトウェア及びこれらの全ての複製物を甲に返却するか、破棄したうえでその確証を甲に提出する。
2. 本条の定めは、本契約終了後もなお有効に存続する。

第11条（輸出関連法令の遵守）

- 乙は、本契約の履行に関連して、外国為替及び外国貿易法その他の関係法令の規制に服する製品、技術若しくは役務の全部又は一部を輸出又は提供する場合、同法令に従って必要な許可を取得し、適用ある関係外国政府の規制を遵守するものとする。
2. 本条の定めは、本契約終了後もなお有効に存続する。

第12条（反社会的勢力（暴力団等）の排除）

- 甲は、乙が、個人であると団体であると問わず（法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係があることが判明したとき、又は、乙が、同法第三十二条の二に規定する事業活動を通じて暴力団員に不当な利益を得させたときは、何らの催告を要することなく、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
2. 甲が前項の規定により本契約の全部又は一部を解除した場合には、乙に損害が生じてもこれを一切賠償しない。
 3. 本条の定めは、本契約終了後もなお有効に存続する。

第13条（権利義務の譲渡の禁止）

- 甲及び乙は、事前に書面による相手方の承諾を得ることなく、本契約に基づき生じた権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させないものとする。
2. 本条の定めは、本契約終了後もなお有効に存続する。

第14条（裁判管轄）

- 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関連して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

2. 本条の定めは、本契約終了後もなお有効に存続する。

第15条（完全合意）

本契約は、当事者間の完全なる合意を構成し、それに関連する本契約締結前のすべての協議及び合意に取って代わるものとする。

2. 本契約の改訂、変更又は追加は、書面により規定され、各当事者の正当に授権された代表者により記名、押印されない限り、有効とはならず当事者を拘束しないものとする。
3. 本条の定めは、本契約終了後もなお有効に存続する。

第16条（協議）

本契約に関して疑義が生じた事項及び本契約に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し解決する。

2. 本条の定めは、本契約終了後もなお有効に存続する。

以上